

教育・保育提供区域の 設定について

教育・保育提供区域について①

1. 教育・保育提供区域の趣旨について

○市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、確保方策（確保の内容+実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしている。

○「教育・保育提供区域」の設定にあたっては、

- ・地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、
- ・現在の教育・保育の利用状況、
- ・教育・保育を提供するための施設の整備状況

その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子ども・子育てが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

○なお、認定区分（※1）ごと、地域子ども・子育て支援事業ごとに広域利用等の実態が異なる場合には、その実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに区域設定することができる。

（※1）認定区分

1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども

（従来幼稚園に通っている方を想定）

2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

保育を必要とする子ども

（従来保育所（園）に通っている方を想定）

教育・保育提供区域について②

2. 区域設定にあたっての留意事項

○ニーズ調査の調査票では、調査回答者の居住区域を、住民自治協議会単位で調査を行っているため、最小単位は住民自治協議会単位とし、この組み合わせにより区域設定を行う。

○実態に応じて、認定区分、事業ごとに区域設定することができるため、各事業ごとの利用状況を把握し、それぞれの区域設定について検討を行う。

具体的には、ニーズ調査の結果を踏まえ、量の見込みと合わせて検討を行い、区域を確定させる。

○資料

- ・資料3-2 伊賀市・支所・地域福祉圏域・住民自治協議会・町名等
- ・資料3-3 教育・保育及び子ども・子育て支援事業提供区域設定検討資料 1
(地域福祉圏域単位・住民自治協議会単位)
- ・資料3-4 教育・保育及び子ども・子育て支援事業提供区域設定検討資料 2
(中学校区単位・小学校区単位)
- ・資料3-5 伊賀市教育・保育施設配置図

区域設定について①

事業名	区域設定に当たっての視点	区域設定(案)	備考
幼児教育・保育(幼稚園、保育所(園)、地域型保育事業等)	・広域利用の実態		
妊婦健康検診		市全域	
乳児家庭全戸訪問事業		市全域	
延長保育事業	保育所(園)の区域設定と合わせて検討を行う。		
地域子育て支援拠点事業	現在の利用状況や利用希望などを総合的に勘案する必要あり。		
一時保育(一時預かり事業)	広域的な利用が想定され、細かな区域設定にはなじまないのではないか。	市全域	
病児・病後児保育事業	現在1ヶ所での実施である。	市全域	

区域設定について②

事業名	区域設定に当たっての視点	区域設定(案)	備考
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市内に施設はない。	市全域	
ファミリー・サポート・センター	現在1ヶ所での実施である	市全域	
学童保育(放課後児童クラブ)	現在、すべての小学校区に設置されていないが、利用の状況から小学校区の範囲での利用が考えられる。		
利用者支援			新規事業であり、今後の検討となる。
実費徴収に係る補足給付を行う事業			新規事業であり、今後の検討となる。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業			新規事業であり、今後の検討となる。